

1 妊娠と出産

1-1. 妊娠がわかったら

妊娠届を出しましょう



問合せ先：保健衛生課

妊娠がわかったら、保健衛生課（長島町役場1階）、総合管理課（指江庁舎1階）で「妊娠届出書」を提出してください。

妊娠届出書を提出すると「母子健康手帳」をお渡しします。

妊娠した方のマイナンバーカードが必要です。

*マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

妊娠中の健康管理

妊娠中は普段より一層健康に気を付けなければなりません。定期的に健康診査を受けましょう。母子手帳交付の際に、委託医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票をお渡しします。

◆定期健康診査の回数

- 妊娠23週（6ヶ月）まで…4週に1回
- 妊娠24週～35週（7ヶ月～9ヶ月）…2週に1回
- 妊娠36週以降（10ヶ月）…毎週1回

◆妊婦健康診査受診票

決められた検査項目の費用を公費で負担します。
※里帰り出産等、県外医療機関受診希望の場合は保健衛生課までお問い合わせください。

◆妊婦歯周疾患検診

■対象者

妊娠中の方

■検診期間

妊娠期間中

※妊娠5か月（20週）～7か月（28週）頃までの受診をお勧めします。

■場所

委託歯科医院

■必要なもの

- 母子健康手帳
- 受診票（問診票）…母子健康手帳交付の際に受診票をお渡しします。

※決められた検査項目の費用は無料ですが、検査の結果により治療を開始される場合は保険診療となり、自己負担が発生します。

獅子島に居住し、産科医療機関を利用する妊婦の経済的負担の軽減を図るための**長島町獅子島地区出産支援事業補助**もあります。

●妊婦健診を受診する際の交通費（渡船料）

●出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費及び宿泊費（上限あり）

安心して赤ちゃんを迎えるために



離乳食のことや赤ちゃんのお風呂など妊娠中から疑問はいっぱい。長島町では妊婦さんやご家族が安心して出産育児にのぞめるように、妊娠中の生活や出産についての教室を開催しています。

初めて出産にのぞまれる方も第2子以降の方も、旦那さんやご家族も誘って参加してみてください。

事業名	対象	内容	時期	場所
イルカ教室	妊婦・家族	分娩経過と呼吸法 妊娠中の栄養、新生児の特徴 沐浴実習、その他相談	年2回 (6月、12月)	保健福祉センター

授かりたいという気持ち、長島町も応援します。

エンゼル支援事業助成金

不妊及び不育治療の医療費の一部を助成することにより不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

■対象者

町内に1年以上居住し、婚姻後1年以上経過した夫婦で国民健康保険及び社会保険各法の医療保険加入者。
獅子島に居住する方で、不妊治療をする方には交通費、フェリー（定期航路）往復の車両運賃、宿泊費の支援もありますよ！

鹿児島県不妊治療事業

県の指定している医療機関で、医療保険対象外の不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている夫婦へ、不妊治療費の一部を助成します。

※鹿児島県不妊治療費助成事業申請書は保健所または下記の鹿児島県のホームページにあります。

<http://www.pref.kagoshima.lg.jp>

長島町と鹿児島県は不妊治療にかかる費用を助成します。

実施自治体	長島町	鹿児島県
区分	一般不妊治療	特定不妊治療
対象となる検査・治療	・不妊治療検査・排卵誘発法・タイミング法 ・人工授精等治療に要する全て。	・体外受精・顕微授精
対象者	夫または妻が長島町に1年以上住所を有すること。 医療保険加入者で町民税の滞納がないこと。	夫か妻の住所が鹿児島県にあり、体外受精・顕微授精以外の方法では妊娠の見込みが少ないと医師に判断された法律上婚姻している夫婦
助成額	1年当たりの上限10万円 (ただし、県からの助成金を控除した額を対象とする。)	1回の治療につき上限15万円 (凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止した場合は7.5万円)
助成期間 助成回数	制限なし	初めて助成を受ける年齢が ・40歳未満：43歳になるまでに通算6回まで ・40歳以上：43歳になるまでに通算3回まで ・43歳以上の方は平成27年度のみ3回、平成28年度以降は対象外 (※平成26年度から制度変更。以前助成を受けたことがある方は別途お問い合わせください。)
所得制限	なし	夫婦の合算の所得額：730万円 ※児童手当法施行令による計算
指定医療機関	指定なし	・鹿児島大学病院・レディースクリニックあいいく・竹内レディースクリニック・松田ウイメンズクリニック・フィオーレ第一病院 ※鹿児島県の助成は県外の指定医療機関も対象となります。
申請できる期間	随時	治療終了後随時受付 申請期限は治療が終了した年度内（3月31日）まで。
申請先	長島町役場 保健衛生課 保健係	出水保健所 電話 099-62-1636
問合せ先	長島町役場 保健衛生課 保健係 電話 099-86-1146	県庁 子ども福祉課 母子保健係 電話 099-286-2775

専門相談窓口【鹿児島大学病院】

*電話相談

相談員…産婦人科医師・助産師
受付時間…毎週月・金曜日 15時～17時
専用電話…099-275-6839

*メール相談【随時受付】

相談員…産婦人科医師
アドレス…funin@po.pref.kagoshima.jp

一般相談窓口【出水保健所】

相談員…保健師
受付時間…月～金曜日 8時30分～17時
電話…099-62-1636



不妊に関する不安や相談、お話し下さい。

鹿児島県では、不妊に悩む方のために、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について、専門相談窓口と一般相談窓口を設けています。
医師、助産師、保健師が相談員としてご相談者の意志とプライバシーを尊重しながら対応しますので、お気軽にご利用ください。相談はすべて無料です。